

徳島市景観形成基準チェックリスト（建築物）（1/2）

【新町川沿岸周辺】

- ・「適用」欄は、当該基準の適用の有・無について、該当するものに○印を付けてください。
- ・「景観形成基準」欄は、適合するよう配慮した場合に、□内に☑印を付けてください。
- ・「※備考」欄は、記入しないでください。

| | 項目 | 適用 | 景観形成基準 | | ※備考 |
|------|-------|----------------|---|---|-----|
| | | | □届出対象（1） | □届出対象（2） | |
| 基本事項 | 共通事項 | 有・無 | □景観形成の基本方針やゾーンごとの景観形成方針等並びに重要な景観に関する景観形成方針に適合するよう努める。 | | |
| | | 有・無 | □市街地にある一方で、水辺や公園の緑豊かなゆとりとやすらぎのある都市空間としての場所性を尊重しながら、周辺景観との調和やまち並みの連続性に配慮して、著しく不調和とならないよう努める。 | | |
| | | | 具体的な配慮または工夫の内容 | | |
| A建築物 | 配置 | 有・無 | □街角広場、囲い込み広場、通り抜け通路、壁面後退等によりゆとりのある景観に配慮する。 | | |
| | | 有・無 | □駐車場、自転車置き場等の付属建築物やごみ置き場等は、歩行者等の目に入りにくい配置とするか、目隠し等の配慮をする。 | | |
| | | | 具体的な配慮または工夫の内容 | | |
| | 高さ・規模 | 有・無 | □対岸等からの眉山への眺望を著しく妨げない高さ・規模とする。 | | |
| | 意匠・形態 | 有・無 | □周辺景観や水辺空間、公園等との調和やまち並みの連続性に配慮し、著しく不調和となる意匠・形態はさける。 | | |
| | | 有・無 | □塔屋・屋外階段・付属建築物は、本体建築物と一体となるよう努める。 | | |
| | | 有・無 | □水辺空間、公園、道路等公共空間からの正面性や開放性に配慮した意匠形態とし、新町川の水辺空間としての演出に努める。 | □道路等公共空間からの正面性や開放感、または周りから見たときの景観に配慮する。 | |
| | | | 具体的な配慮または工夫の内容 | | |
| | 色彩 | 有・無 | □著しく周辺景観や水辺空間、公園の景観と不調和となる色彩はさける。 色調 外壁〔マンセル値： 〕 屋根〔マンセル値： 〕 | | |
| | | | 具体的な配慮または工夫の内容 | | |
| | 材料 | 有・無 | □周辺景観と調和した材料の使用に努める。 | | |
| | | 有・無 | □自然素材、または良質で汚れにくく、耐久性に優れた材料とし、適切な維持管理に努める。 使用材料 外壁〔 〕 屋根〔 〕 | | |
| | | 具体的な配慮または工夫の内容 | | | |

徳島市景観形成基準チェックリスト（建築物）（2/2）

【新町川沿岸周辺】

- 「適用」欄は、当該基準の適用の有・無について、該当するものに○印を付けてください。
- 「景観形成基準」欄は、適合するよう配慮した場合に、□内に☑印を付けてください。
- 「※備考」欄は、記入しないでください。

| | 項目 | 適用 | 景観形成基準 | | ※備考 |
|-------------------------------|-------|-----|---|----------|-----|
| | | | □届出対象（1） | □届出対象（2） | |
| A 建築物 | 建築設備 | 有・無 | □水辺空間、公園、道路等公共空間から見えにくい配置とするか、目隠し等の配慮をする。 | | |
| | | | 具体的な配慮または工夫の内容 | | |
| | 屋外照明等 | 有・無 | □建物付属の照明器具（壁面灯など）は、『代表的な「水辺景観」』に示す「ひょうたん島光環境ガイドライン」のゾーン別光環境計画の方針を考慮したものとする。 | | |
| | | | 具体的な配慮または工夫の内容 | | |
| | 緑化 | 有・無 | □水辺空間、公園、道路等公共空間に面する部分、敷地内および屋外駐車場等のオープンスペースの緑化に努める。 | | |
| | | | 具体的な配慮または工夫の内容 | | |
| 景観形成のために特に配慮した事項があれば記入してください。 | | | | | |